獨協医科大学病院長予定者選考規程

平成７年７月25日制定

改正　平成12年４月１日　平成21年４月１日
平成23年７月１日　平成24年４月１日
平成27年４月１日　平成27年11月１日
平成30年６月１日　平成30年10月１日
令和２年５月１日　令和３年10月１日
令和６年10月１日

（目的）

第１条　この規程は、獨協医科大学病院長（以下「病院長」という。）予定者の選考について必要な事項を定めることを目的とする。

（選考の理由）

第２条　病院長予定者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

（１）　病院長の任期が満了するとき。

（２）　病院長が欠員となったとき。

（３）　病院長が辞任を申し出て、認められたとき。

（４）　病院長が解任されたとき。

（病院長の資格・資質・能力）

第３条　病院長となることのできる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす臨床医学の講座主任教授とする。ただし、就任時において、第５条第１項に規定する病院長の任期（３年（再任の場合は２年））を満たす在職期間がなければならない。

（１）　医療安全確保のために必要な資質・能力として医療安全管理業務の経験や患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有している者

（２）　獨協医科大学病院を管理運営する上で必要な資質・能力を有し、獨協医科大学病院内外での組織管理経験を有する者

２　前項に該当しない場合であっても、医師免許を有し、人格が高潔で学識が優れ、前項に掲げる資質及び能力を有する者を病院長候補者とすることができる。

（病院長の身分）

第４条　病院長は、教授を兼任することができる。

（病院長の任期）

第５条　病院長の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、再任の期間は２年とし、継続して５年を超えないものとする。

２　前項の定めにかかわらず、第３条第２項に規定する病院長の任期は２年間とし、再任を妨げない。

（推薦委員会の設置）

第６条　病院長予定者の選考を行う必要が生じたときは、病院長候補者を選出するため、病院長候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を置く。

２　推薦委員会は、第２条第１号に該当する場合は任期満了の日の４か月前までに、第２号から第４号に該当する場合は可及的速やかに設置するものとする。

（推薦委員会の組織）

第７条　推薦委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

（１）　学長

（２）　学長が指名する副学長

（３）　大学病院長

（４）　埼玉医療センター病院長

（５）　日光医療センター病院長

（６）　事務局長

（７）　臨床医学の講座主任教授　３名

（８）　学長が委嘱する学外有識者　２名
２　前項第８号に規定する者は、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。
（１）　過去10年間において、獨協医科大学（以下「本学」という。）と雇用関係にないこと。
（２）　過去３年間において、一定額（年間50万円）を超える寄付金、契約金等（推薦委員会に係る費用は除く。）を本学から受領していないこと。
（３）　過去３年間において、一定額（年間50万円）を超える寄付を本学に対して行っていないこと。
３　委員長は、学長をもって充てる。
４　推薦委員会の委員が病院長候補者の選出過程において選考の対象となったときは、委員を退かなければならない。
５　前項において、委員に欠員が生じたときは、後任の委員を補充できるものとする。
（推薦委員会の運営）
第８条　委員長は、推薦委員会を招集し、その議長となる。
２　推薦委員会における審議には、委員の３分の２以上の出席を要し、委任状による出席は認めない。
３　委員長に事故あるときは、委員長が指名した者が委員長代行を務める。
４　推薦委員会における議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。
（病院長候補者の推薦）
第９条　推薦委員会は、１名の病院長候補者を選出し、学長諮問会議に推薦する。
（学長諮問会議での審議）
第10条　学長諮問会議は、前条により推薦された病院長候補者について挙手採決により審議する。
（病院長予定者の決定）
第11条　学長は、前条の審議結果を参酌し、病院長予定者を決定する。
（教授会への報告）
第12条　学長は、前条により決定した病院長予定者について、医学部教授会（以下「教授会」という。）へ報告するものとする。
（理事長への推薦）
第13条　学長は、第11条により決定した病院長予定者を理事長に推薦する。
（推薦委員会の解散）
第14条　推薦委員会は、病院長予定者の推薦をもって任務を終了し、解散する。
（公表）
第15条　学長は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる事項を遅延なく公表する。
（１）　推薦委員会を設置したとき（委員名簿、委員の選出理由及び委員の経歴）。
（２）　推薦委員会の議を踏まえ選考基準を定めたとき。
（３）　次期病院長を決定したとき（氏名、選考した理由及び選考の過程）。
（解任）
第16条　学長は、病院長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他病院長たるに適しないと認めるときは、学長諮問会議に諮り、その審議結果を参酌し、病院長を解任することができる。
（１）　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２）　職務上の義務違反があるとき。
２　学長は、前項により病院長の解任が決定したときは、教授会へ報告するものとする。
（事務）
第17条　病院長予定者の選考に関する事務は、総務部総務課が行う。
（規程の改廃）
第18条　この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。
附　則（平成７年　規程第７号）
１　この規程は、平成７年７月25日から施行し、この規程の施行の際、現に在任する大学病院長の後任の選考から適用する。

２　獨協医科大学病院長・越谷病院長選考規程（昭和62年12月11日制定）は、廃止する。

附　則（平成12年　規程第５号）

この規程は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成21年　規程第26号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成23年　規程第42号）

この規程は、平成23年７月１日から施行する。

附　則（平成24年　規程第23号）

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成27年　規程第31号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年　規程第201号）

この規程は、平成27年11月１日から施行する。

附　則（平成30年　規程第32号）

この規程は、平成30年６月１日から施行する。

附　則（平成30年　規程第72号）

この規程は、平成30年10月１日から施行する。

附　則（令和２年　規程第23号）

この規程は、令和２年５月１日から施行する。

附　則（令和３年　規程第58号）

この規程は、令和３年10月１日から施行する。

附　則（令和６年　規程第70号）

この規程は、令和６年10月１日から施行する。